

議案第 4 4 号

東京都板橋区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例
東京都板橋区特別工業地区建築条例（平成 1 6 年板橋区条例第 2 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「及び第 2 種特別工業地区」を「、第 2 種特別工業地区及び都市型産業育成地区」に改め、同条第 2 項中「第 1 種特別工業地区」の次に「及び都市型産業育成地区」を加える。

第 4 条中「含む。」の次に「第 5 条の 2 及び」を加える。

第 5 条中「次条」を「第 6 条」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。
（都市型産業育成地区内の建築制限）

第 5 条の 2 都市型産業育成地区においては、別表第 1 ア、ウからオまで、キからケまで、ス又はツに掲げる用途に供するために建築物を建築し、又は建築物の用途の変更をしてはならない。ただし、区長が安全上及び衛生上の支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

第 6 条中「前 2 条」を「前 3 条」に改める。

第 7 条中「又は第 5 条」を「、第 5 条又は第 5 条の 2」に改める。

第 8 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第 1 中「第 4 条」の次に「・第 5 条の 2」を加える。

別表第 2 (2) の部中「（ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるものに限る。）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東京都市計画特別工業地区の変更に伴い、特別工業地区の区分に都市型産業育成地区を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。